

平成 30 年度（2018 年度）第 3 回

宝塚市上下水道事業審議会議事概要

宝塚市上下水道局

平成30年度(2018年度)第3回宝塚市上下水道事業審議会議事概要

[日 時] 平成30年12月26日(水) 午前10時～午前11時20分

[場 所] 宝塚市上下水道局 第1会議室

[出席委員] 田中 智泰 鉾田 泰子
尾崎 平 今里 有利
名嘉眞 朝敏 久保田 久男
藤永 実枝子 中川 智之
頼成 誠 (敬称略)

[事務局] 森 管理者
足立 局長 岡本 経営管理部長
下野 施設部長 松永 総務課長
植村 浄水課長 坊岡 給排水設備課長
三宅 下水道課長

1 傍聴者の確認

事務局：審議会開会前の傍聴者の入室に関しましては、本日は傍聴される方はおられませんので報告させていただきます。

2 審議会の成立

事務局：委員総数12名中出席委員9名のため、宝塚市上下水道事業審議会規則第6条第2項により、本日の審議会は成立致しました。

3 議題

会 長：では、さっそく議題に入ります。本日は前回会議の引き続きということで、下水道事業のあり方についてご意見等を伺いたいと思います。それでは、前回の会議でご意見のあった下水道使用料改定の経緯や改定率の根拠、また、最新のデータで使用料の改定率を算定すると何%になるのか等、事務局に資料をお願いしましたので、説明をお願いします。

事務局：それでは資料1-1、1-2、1-3について説明させていただきます。

資料の説明〈省略〉

会 長：それでは、今の説明に対する質問やご意見をよろしくお願い致します。

委 員：平成28年度に値上げした際には、他市と料金比較をした表がありました。その後、

他市も料金改定をしているかと思いますが、今、順位はどうなっていますか。

管理者：本市の値上げ以降、他市での下水道使用料の値上げは特になかったと思います。

基本料金については、金額が高い方から数えて 7 番目、使用量による部分については、2 ヶ月で 10 m³以下は 4 番目、2 ヶ月で 20 m³以上使っているところでは 2 番目という状況です。また、使用量が多いランクでは 4~5 番目という状況です。

委員：今、西谷地域の下水道はどういう状態ですか。

管理者：公共下水道ではなく、合併処理浄化槽で処理をして、処理後の水を川に排水している状況です。

委員：それがいつまで続けられるか。都市部のように完全な公共下水にしてくれという場合は建設費がかさみますよね。

管理者：西谷地域での要望として一時はそのような要望もありましたが、宝塚市の約 3 分の 2 の面積である西谷地域に今から公共下水道を整備するとなると莫大な費用がかかりますので、これについての実現は難しいという形です。合併処理浄化槽も維持管理費が必要ですので、市街地の下水道使用料と大差が無いよう維持管理費の一部を補助しています。

委員：それで納得してくれればいいのですが。宝塚市が開発してくれるといったのにと不満に思っているのも、今後そのような要望が出てくるのではないかと考えています。

管理者：西谷地域の人口が減少していく中で、地元も市も地域の活性化について努力をしているところです。公共下水道が理想だとは思いますが、莫大な費用がかかり、地元としても相当な負担金がかかるという中で、今後、合併浄化槽が耐用年数を超えた場合に新たな設置をどうしていくかについて地元からの要望もあり継続的に協議をしているという状況です。

委員：流域下水で処理してもらっているのも、市の思っているところ以外でお金が動くことになると思いますが、流域下水の負担金については、量ベースで決まっているのか責任水量のように処理量に関係なく負担額が決まっているのか、どういうものなのか教えて下さい。また、今、改定率 11%というのが試算として出てきていますが、これは平均で 11%だと思うので、どこにどう強弱をつけるのかというのはどのようにお考えですか。

管理者：まず、下水道の負担金についてです。多くは兵庫県が運営している武庫川下流の処理場へ送り、一部は猪名川の前田処理場に送って、そこで共同で処理をしていただいています。責任水量はなく、実際に処理をした水量で決まります。処理場の維持費もふまえて一定の負担金の料金設定がされるという状況です。

委員：金額が結構な割合を占めているので、変動するようなものがある程度含まれているのか教えてほしいです。例えば処理原価は今後 10 年変わらないというようになっているのか、時々によって動力費などによって変わるのかとかはどうですか。

事務局：流域の負担金については、将来的には動力費などによって上下することもあると

と思いますが、それを見込むのは難しいところがあるので、この経営戦略を作った時の水準をある程度維持し、変動要因としては、うちの処理水量が下がれば負担金も下がるという見込みにしています。

管理者：それから 11%改定した場合に、どの部分に負担を求めるとのことについてです。大口使用者について単価をあげると回収率は上がりますが、一挙に負担が大きくなるということで、一定の配慮が必要ではないかというご意見もあって、前は改定の単価について、大口の使用者については平均より低めの改定率にした経緯があります。

委員：それは前回ですよ、次はどうされるのですか。

管理者：今回については、まだ具体的には決めておりませんが、改定するとなった場合には、使用量区分ごとの改定について審議会でご議論いただくということになるかと思えます。

会長：全国的な改定の傾向などはないのですか。例えば基本使用料で確実に取っていくなどはありますか。

管理者：全国的な流れというよりは近隣市の金額との比較検討ということになっていくと思います。基本料金をあげますと広く市民の皆さんにご負担いただくことになるわけですが、それが本当に公平なのかという議論もあります。前は、本市の基本料金が阪神間でも一番低いレベルにありましたので、若干引き上げもさせていただきましたが、基本料金を引き上げさせていただくとそれだけ全使用者に排水量に関わらずご負担をいただくことになってきますので、そうすべきだというご意見もあるでしょうし、各家庭の所得状況など比較的使用水量の少ない部分の方は低所得者世帯の割合が多いということころもあるでしょうからそこに負担を求めていくのかというご意見もあると思います。改定するということになればその部分についても慎重に検討したいと思っています。

委員：基本料金をあげると生活保護の方はその分扶助額が上がるのでしょうか。

管理者：扶助額は国の基準で全国一律で決められますので、各団体が基本料金をいくらにしようが扶助額に影響することはありません。

委員：では重量の方でやっていただいた方がいいかもしれませんね。

委員：逆に改定をしないもしくは値下げをするには、どういう前提条件にしなければならぬのかという議論をすべきだと思います。この審議会ではいろいろな立場から、サービスと職員の処遇とユーザーの負担金とのバランスをどうとっていくのかということ議論すべきなのだと思います。効率のいい場所であり高額な料金をとると動ける都市部の賃貸の人たちは他へ移ってしまいます。どこに住むか考えるときは、都市のイメージや通勤距離も考えますが、教育・福祉・公共サービスの単価と質を比べます。サービスの質と量の検討はすべきではないかと思えます。その上でどう頑張ってもこの値段は上げなければならなくて、他市との競争を考えても

他市もついてくるだろうという場合は上げたらいいでしょうし、そういう議論をこの場ですべきかと思います。

委員：仮に 11%引き上げた場合、他市との順位はどうなりますか。

管理者：使用量区分への配分をどうするかということに影響しますが、単純に全てのランクで 11%引き上げたとしても順位的には現状とそう大差はありません。ただ、平均 11%あげますと基本料金や 2 ヶ月で 10 m³以下の部分については、最低のところは 5 番目になったり、順位が 2 つほどあがったりすることになると思います。ですので、区分への配分については相当考えないといけないかと思います。

委員：水道は民間に移せという話も国で出ていますが、民間にされるとどういう水を供給されるかわかりませんし、一番基本的な食の問題なので、私は出来るだけ公でやってほしいと思います。

委員：今日の審議の到達目標が分からないのですが、11%でいいかどうかを審議すればいいのでしょうか。

事務局：前回の審議会で、仮に今改定をする場合はどれくらいの改定率になるのかということをお示しするということでしたので、今回お示しました。単純に計算すると 11%になるというだけで、11%が妥当かどうかという話ではないと認識しています。経営戦略では平成 30 年度に下水道使用料の改定を慎重に検討するということにしております。そのため今回は、平成 29 年度の決算や経営健全化の取組みをご報告させていただきました上で、それを踏まえて料金改定はどうであるべきかご意見を賜りたいと思っております。

管理者：端的に申しまして、前回の答申の中で 36%のところ 18.5%改定させていただきました。その残りの部分については平成 30 年度に慎重に検討するということになっております。その検討をするにあたって、前回と同じ方法で改定率を算定をすると 11%という結果となりました。今日の時点では、その資料を提出させていただいたところまでです。私どもも資金不足の状況ではありますが、何が何でも残りの半分ということではなく、社会情勢なども勘案しながら慎重に検討しないといけないと思っております。下水道事業会計の決算の状況も報告させていただきましたが、平成 29 年度も平成 30 年度も 5 億円以上の黒字が見込まれます。また、来年の 10 月には消費税の引き上げも決定している中で平成 31 年度に改定していくのか、審議会としての決定ではなく、それぞれの委員の皆様には忌憚のないご意見を出していただいで、私どもで決定をさせていただきたいと思っております。

委員：黒字でも老朽化が問題になっていて、そのへんはどうなのでしょう。

会長：今のところ黒字だからいいと考えるのか、もう少し真剣に値上げを考えていかないといけないのか意見を出してほしいのだと認識しています。

委員：最初に作ったところは耐震性も低いでしょうね。

委員：資料の汚水と雨水の負担比率はどうやって算定されていますか。水量按分では

うか。将来的には人口が減って水量が減るとともに、雨の量は増えることになると思うのですが、雨量によるポンプの稼働などをどの程度金額に考慮していますか。単に水量按分などで算定されているのでしょうか。

事務局：ポンプの電気代などは、雨水に係るポンプと汚水にかかるポンプでポンプごとに分けて伝票を作成し支出しています。雨水と汚水は水量ではなく支出の段階で区分しています。

委員：今回のもので雨水の維持管理費が 19%になっているのは雨がたくさん降ったからということでしょうか。

事務局：そうです。雨水の維持管理費は若干増えています。

委員：黒字にはなっているかもしれませんが、宝塚の会計上起債が多いというのは確かです。以前、起債は大丈夫だという会長のご意見もありましたが、事業が右肩上がりであれば借金しても大丈夫かと思いますが、ずっと右肩上がりというのは厳しい見通しだと思います。今は黒字に見えているかもしれませんが、借金になる起債を少なくしていく方が経営上安定した方へ向かうでしょうし、そういう上では借金をする体質ではなく、料金でしっかり回収しておくのがいいかなと思います。今回 11%という試算になっていますが、前回決めた 18%でもいいと思います。前回は本来上げるべきだった 36%を上げられなかったということも考えると、36%相当に上げていいのではないのでしょうか。ぎりぎりトントンするように計算したらそうなるけれども、そうではなくて、しっかりした体制をつくっておくという姿勢をもっておくのがいいのではないかと思います。

委員：私は、18%の値上げはきついで、11%にして、もし 5%でよければ残りの 6%は積立金のようにしておく方法もいいのではと思います。

会長：値上げも必要ではないかという意見も出ていますが、もっと努力すべきではないかといったご意見などはありませんか。

委員：損益とキャッシュは分けないといけなくて、キャッシュのショートは許されないと思います。ただ、これまでのお話で、起債はもれなく行えていて今後できるというのは信じてもいいのかと思います。問題なのは、将来回収できなくなるような借金で、その場合考えるべきは料金改定も一つの手ですが、その投資が本当に必要なのかという投資の規模、今後の人口減を考えたときに、50 年後今から投資するものに見合うのかという観点で経営計画の前提条件を見直していくべきではないかと思います。料金の改定は本当に必要であればそれは必要ですが、前提条件にもう一度立ち返って、前回料金改定を議論した時とは違って、明確な人口減が明らかになっていますので、市や県、国での議論とともに上下水道局でも議論していけばいいのではないかと思います。

会長：他にご意見いかがでしょうか。いろいろなご意見をいただきまして、値上げを考えていくべきというご意見もあれば、値上げは必要なら必要だが前提条件を変える

べきというお話もあったかと思いますが。平成 31 年度から値上げを急ぐ必要があるのかと考えたときに、経営戦略が平成 32 年度に見直しですから、絶えず料金のことは考えていかないといけないわけです。ですから、平成 31 年度から値上げするかという話というよりも継続的に値上げを意識して考えないといけないということかと私は思っているのですが。

事務局：人口減少の中、起債に頼っていくのか、今後の投資をどうしていくのかという部分も含め、料金改定については来年度も引き続きこの審議会でご意見を賜りながら考えていきたいと思っております。

会 長：今後のスケジュールについてはどうでしょうか。

管理者：来年の 3 月頃に平成 31 年度の予算案が公表されますので、その時期に水道事業会計、下水道事業会計の予算案をご説明する機会を設けたいと思っております。それにあわせて、先ほどからご意見をいただいていることについて、スケジュール感も含めてどういった形で検討していくのかの案もご説明させていただければと思っております。全国的に人口減、使用量減の傾向にありますし、老朽管の更新も今後出てまいります。そういった部分について、全国的には下水道使用料や水道料金については 3 年から 5 年のスパンで見直していくのが一般的な考え方でもありますし、どう考えていくのかも含め、次回考え方をお示しできればと思っております。

会 長：では、本日の議題は以上です。

4 閉会

事務局：閉会にあたりまして、管理者からご挨拶申し上げます。

管理者：〈挨拶省略〉

事務局：本日の審議会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

下水道使用料の改定について

1 平成 27 年 3 月 25 日付下水道事業経営のあり方について答申（抜粋）

使用料の改定にあたっては、資産維持費を加えた総括原価に基づき、同時に、資金不足の解消を考慮した額とするのが望ましいが、その場合には極めて大幅な改定となる。したがって、今回、使用料を改定する場合、資金不足の解消は考慮せず、企業努力による費用削減や一般会計からの基準外繰入金を増額するなどの方策についても検討すべきである。

また、資産維持費を加えた総括原価により算定した場合、30%を超える改定率となるが、これを実施するに際しては、改定率の幅に一定の配慮をすることや、3 年程度をめどに段階的に行うことなどを検討すべきである。

2 下水道使用料の改定

答申に基づき、段階的な引き上げとして平成 28 年度の第 2 期分から平均 18.5%の改定を行いました。

残りの改定について下水道事業経営戦略では、下水道事業の経営状況や社会情勢などを踏まえ、平成 30 年度に下水道使用料の改定を慎重に検討することとしています。

3 平成 28 年度の使用料改定率（別紙 1）

平成 27 年 3 月の答申の際の改定率は、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間を使用料算定期間とし、資産維持費を資本費用に加えた総括原価により料金を設定することとして、改定率を 36%としています。

※ 実際の改定は、36%の約半分である 18.5%

4 現時点での使用料改定率（別紙 2）

現時点で使用料の改定率を算定すると、前回の改定と同様に 3 年間を使用料算定期間として、平成 31 年度から平成 33 年までの資産維持費等を資本費用に加えた総括原価による、改定率は 11%となります。

（参考）

資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用として算定する。

別紙 1 総括原価による改定率

(平成 28 年度から平成 30 年度までを算定期間とした改定率)
平成 27 年 3 月 11 日開催 宝塚市上下水道事業審議会 提出資料

1 前提条件

(1) 現行の使用料

現行の使用料は、次の表 1 に示すとおりである。

表 1 現行の使用料 (1 カ月につき)

水量区分		使用料
基本使用料 (0 m ³)		200 円
従 量 使 用 料	1 m ³ ~ 10 m ³	50 円/m ³
	11 m ³ ~ 20 m ³	75 円/m ³
	21 m ³ ~ 50 m ³	90 円/m ³
	51 m ³ ~ 300 m ³	100 円/m ³
	301 m ³ ~	125 円/m ³

2 財政計画の諸元

(1) 使用料の算定期間

平成 28 年度から平成 30 年度 (3 箇年)

(2) 雨水と汚水の経費の負担比率

雨水に係る経費と汚水に係る経費の区分基準に従い、使用料算定期間における雨水と汚水の経費の負担比率を定める。(表 2 参照)

表 2 雨水と汚水の経費の負担比率 (平成 23 年度から平成 25 年度の平均)

	雨水	汚水
資本費	18%	82%
維持管理費	18%	82%

(3) 排水需要の予測

排水需要の予測は、使用料算定期間における業務量を規定するとともに、管理費等の支出額及び使用料等の収入額の見積の基礎となるものであることから、過去の実績等に基づき適正に行うものとする。(表 3 参照)

表 3 排水需要の予測

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	計
使用料対象水量 (千 m ³)	23,550	23,378	23,206	70,134
使用料対象水量 (m ³ /月)	平成 28 年度 ~ 平成 30 年度		1 件当たりの 水量 (m ³ /件)	
	件数 (件)	水量 (m ³)		
0 m ³	70,276	0	0	
1 m ³ ~ 10 m ³	694,047	4,736,418	6.82	
11 m ³ ~ 20 m ³	1,521,233	24,466,857	16.08	
21 m ³ ~ 50 m ³	977,415	29,077,262	29.75	
51 m ³ ~ 300 m ³	42,489	3,631,677	85.47	
301 m ³ ~	5,909	8,220,802	1,391.23	
合計	3,311,369	70,133,016	—	

(4) 収支の見積

使用料算定期間における収支の見積を行う。(表 4 参照)

表 4 収支の見積 (千円)

収益合計	5,697,000
使用料収入	5,697,000
費用合計	10,785,580
人件費	435,420
流域下水道負担金	2,365,000
減価償却費	5,180,760
支払利息	1,672,800
その他	1,131,600
不足額	5,088,580

(5) 資産維持費の見積

平成 20 年 3 月に公表された日本水道協会の算定要領により、以下の①及び②の算定方法が示されている。使用料対象経費の算定には、より額の低い②の方法を採用する。

- ① 対象資産の額（期首と期末の未償却残高の平均）に 3% を乗じた額（表 5 参照）

表 5 資産維持費の見積① (千円)

年度	期首 未償却残高<A>	期末 未償却残高	平均<C> (A+B)/2	繰入率<D>	資産維持費 <C>×<D>
平成 28 年度	47,785,129	46,464,929	47,125,029	3%	1,413,751
平成 29 年度	46,464,929	45,179,649	45,822,289	3%	1,374,669
平成 30 年度	45,179,649	43,894,369	44,537,009	3%	1,336,110
合計				-	4,124,530

- ② 対象資産の額（期首と期末の未償却残高の平均）に平均的自己資本構成比率（50%）と繰入率（政府引受債の借入利率の 5 年平均）を乗じた額（表 6 参照）

表 6 資産維持費の見積② (千円)

年度	期首 未償却残高<A>	期末 未償却残高	平均<C> (A+B)/2	平均的自己資本 構成比率<D>	繰入率<E>	資産維持費 <C>×<D>×<E>
平成 28 年度	47,785,129	46,464,929	47,125,029	50%	1.72%	405,275
平成 29 年度	46,464,929	45,179,649	45,822,289	50%	1.72%	394,072
平成 30 年度	45,179,649	43,894,369	44,537,009	50%	1.72%	383,018
合計					-	1,182,365

年度	借入利率
平成 21 年度	2.10%
平成 22 年度	1.90%
平成 23 年度	1.70%
平成 24 年度	1.50%
平成 25 年度	1.40%
平均	1.72%

3 使用料対象経費の算出及び分解

総経費（資本費及び維持管理費）から公費負担額、関連収入等を控除して使用料対象経費を算出し、使用料の改定率を求めるとともに、経費分解基準に基づき、需要家費、固定費及び変動費に分解する。（表 7 参照）

表 7 使用料対象経費の内訳 (千円)

	経費	控除額	使用料対象経費
資本費	8,035,925	3,926,187	4,109,738
減価償却費	5,180,760	3,321,049	1,859,711
支払利息	1,672,800	605,138	1,067,662
資産維持費	1,182,365	0	1,182,365
維持管理費	3,932,020	308,660	3,623,360
人件費	435,420	133,974	301,446
流域下水道負担金	2,365,000	28,500	2,336,500
その他	1,131,600	146,186	985,414
計	11,967,945	4,234,847	7,733,098

4 改定率の算出

使用料対象経費を使用料収入で除して改定率を計算する。

$$\begin{aligned}
 \text{使用料改定率} &= \text{使用料対象経費} \div \text{使用料収入} \\
 &= 7,733,098 \text{ 千円} \div 5,697,000 \text{ 千円} = 1.3574 \rightarrow 36\% \text{改定}
 \end{aligned}$$

別紙 2 総括原価による改定率

(平成 31 年度から平成 33 年度までを算定期間とした改定率)

1 前提条件

(1) 現行の使用料

現行の使用料は、次の表 1 に示すとおりである。

表 1 現行の使用料 (1 カ月につき)

水量区分		使用料
基本使用料 (0 m ³)		530 円
従 量 使 用 料	1 m ³ ~ 10 m ³	25 円/m ³
	11 m ³ ~ 20 m ³	90 円/m ³
	21 m ³ ~ 50 m ³	110 円/m ³
	51 m ³ ~ 300 m ³	125 円/m ³
	301 m ³ ~	155 円/m ³

2 財政計画の諸元

(1) 使用料の算定期間

平成 31 年度から平成 33 年度 (3 箇年)

(2) 雨水と汚水の経費の負担比率

雨水に係る経費と汚水に係る経費の区分基準に従い、使用料算定期間における雨水と汚水の経費の負担比率を定める。(表 2 参照)

表 2 雨水と汚水の経費の負担比率 (平成 27 年度から平成 29 年度の平均)

	雨水	汚水
資本費	16%	84%
維持管理費	19%	81%

(3) 排水需要の予測

排水需要の予測は、使用料算定期間における業務量を規定するとともに、管理費等の支出額及び使用料等の収入額の見積の基礎となるものであることから、過去の実績等に基づき適正に行うものとする。(表 3 参照)

表 3 排水需要の予測

	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	計
使用料対象水量 (千 m ³)	23, 331	23, 248	23, 228	69, 807
使用料対象水量 (m ³ /月)	2019 年度 ~ 2021 年度		1 件当たりの	
	件数 (件)		水量 (m ³ /件)	
0 m ³	70, 366	0	0	
1 m ³ ~ 10 m ³	694, 938	4, 714, 401	6. 78	
11 m ³ ~ 20 m ³	1, 523, 185	24, 353, 122	15. 99	
21 m ³ ~ 50 m ³	978, 669	28, 942, 095	29. 57	
51 m ³ ~ 300 m ³	42, 544	3, 614, 795	84. 97	
301 m ³ ~	5, 917	8, 182, 587	1, 382. 89	
合計	3, 315, 619	69, 807, 000	—	

(4) 収支の見積

使用料算定期間における収支の見積を行う。(表 4 参照)

表 4 収支の見積 (千円)

収益合計	6,746,039
使用料収入	6,746,039
費用合計	10,135,841
人件費	388,273
流域下水道負担金	2,358,787
減価償却費	5,375,456
支払利息	967,504
その他	1,045,821
不足額	3,389,802

(5) 資産維持費の見積

日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方 2016 年度版」の算定方法により資産維持費を見積もる。

- ① 今後見込まれる減価償却費 14,901,794 千円 (7 年間 : 2019 年度~2025 年度)
 ② 90%の機能向上部分を算定 ①×90/190=7,058,745 千円
 ③ 長期前受金戻入 50%を控除 ②×50%=3,529,373 千円
 ④ ①の期間で平準化 (②-③)÷7 年=504,196 千円
 ⑤ 使用料算定期間を乗じる ④×3 年=1,512,588 千円
 ⑥ 汚水分を算定 ⑤×84%=1,270,574 千円 (資産維持費)

3 使用料対象経費の算出及び分解

総経費(資本費及び維持管理費)から公費負担額、関連収入等を控除して使用料対象経費を算出し、使用料の改定率を求める。(表 7 参照)

表 7 使用料対象経費の内訳 (千円)

	経費	控除額	使用料対象経費
資本費	7,613,534	3,805,507	3,808,027
減価償却費	5,375,456	3,360,839	2,014,617
支払利息	967,504	444,668	522,836
資産維持費	1,270,574	0	1,270,574
維持管理費	3,792,881	138,148	3,654,733
人件費	388,273	55,926	332,347
流域下水道負担金	2,358,787	35,395	2,323,392
その他	1,045,821	46,827	998,994
計	11,406,415	3,943,655	7,462,760

4 改定率の算出

使用料対象経費を使用料収入で除して改定率を計算する。

$$\begin{aligned} \text{使用料改定率} &= \text{使用料対象経費} \div \text{使用料収入} \\ &= 7,462,760 \text{ 千円} \div 6,746,039 \text{ 千円} = 1.106243 \rightarrow 11\% \text{改定} \end{aligned}$$